

民生委員・児童委員活動保険の一部改定について

改定項目

- 委員本人のケガの補償 : **改定あり**
- 委員本人が責任を負う賠償事故の補償 : 改定なし
- 個人情報漏洩に関する補償 : 改定なし

改定内容

以下のとおり、**後遺障害保険金**について改定します。

＜令和2年4月1日から＞

事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、**1～7級**の後遺障害認定等級に応じて、死亡・後遺障害保険金の**42～100%**をお支払いします。

＜令和2年3月31日まで＞

事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、**1～14級**の後遺障害認定等級に応じて、死亡・後遺障害保険金の**4～100%**をお支払いします。

※これまで後遺障害8～14級に認定された場合は後遺障害保険金が支払われていましたが、令和2年4月1日以降の事故に関しては、支払い対象外となります。7級以上の重度の後遺障害の場合は現行制度と変わらず、保険金支払いの対象となります。

改定実施の背景

平成26年度より本制度が発足して6年が経過し、令和元年10月末までに約2,800件、約6億8000万円の保険金を支払っています。一方で委員の皆さまの活動中のケガの事故発生率が高くなっており、保険金の支払い件数が増えてきている現状があります。

本保険制度の継続的に安定した運用を続けていくため、制度発足より7年目、2回目の一斉改選を経たこのタイミングで、一部補償内容の改定を実施することといたしました。

ご理解とご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。